

# 通学区域外の学校への就学を希望する場合は

## ～指定学校変更の手続き及び添付書類について～

指定学校以外の市立学校への就学を希望する場合は、学務課（市役所5階）に「指定学校変更申立書」を提出してください。（申立理由により添付書類などが必要な場合があります。）

教育委員会は、その申立の内容が「[小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準](#)」に該当すると認めるときは、指定学校の変更を許可します。

### ■ 指定学校変更申立に係る添付書類

事 由		許可 期間	添付書類
1 市内における転居による場合			
小学校 1～4年生	隣接する通学区域へ転居し、転居後も引き続き従前の学校への通学を希望するとき。	卒業 まで	●添付書類はありません。 ただし、転居前に在学期に、転居する旨及び通学方法等をお伝えください。
	上記以外の転居で、転居後も引き続き従前の学校への通学を希望するとき。	学 年 末 まで	
小学校 5、6年生 中学生	市内の他の通学学区へ転居し、転居後も引き続き従前の学校への通学を希望するとき。	卒業 まで	
おおむね1年以内に転居することが確実な場合で、あらかじめ転居先の通学区域の学校への通学を希望するとき。		転 居 す る ま まで	●転居先の住所、引渡し日（入居日）、契約者の氏名が確認できる書類の写し 賃貸借物件の場合は、「賃貸借契約書」等の写し 購入物件の場合は、「売買契約書」等の写し
2 身体的理由による場合			
身体的理由により指定学校への通学が困難な場合で、通学・通院等に利便性のある学校への通学を希望するとき。		卒業 まで	●医師の所見の書かれた診断書

3 下校後の生活場所による場合		
保護者が共働き又はひとり親家庭のため、児童が祖父母その他の親類宅に下校することが恒常になっている場合で、その親類宅の通学区域の小学校への通学を希望するとき。	卒業まで	●保護者（共働きの場合は両親とも）の勤務証明書 ●祖父母（親類）の一時帰宅先証明書 ※勤務証明書、一時帰宅先証明書は見本をご参照ください。
保護者が自営業者等であるため、児童が保護者の営業する店舗等に下校することが恒常になっている場合で、その店舗等の通学区域の小学校への通学を希望するとき。	卒業まで	●下校先で営業していることを証する書類 例）営業許可書の写し
4 兄弟姉妹関係による場合		
既に指定学校変更の許可を受けて通学している兄弟姉妹と同じ学校への通学を希望するとき。	卒業まで	●添付書類はありません。 申立書に、兄・弟・姉・妹の氏名、生年月日を記入してください。
5 地理的理由による場合		
指定学校までの通学距離が、変更を希望する小学校までの通学距離に比べ3倍以上あるとき。	卒業まで	●指定の添付書類はありません。 ただし、希望により申立理由を補足できるものを添付することはできます。
6 小学校において指定学校変更の許可を受けている場合		
小学校において指定学校変更の許可を受けている場合で、中学校入学時に、その許可に係る小学校の卒業生が就学すべき中学校への通学を希望するとき。	卒業まで	●添付書類はありません。 ただし、小学校在学時に正規の指定学校変更手続きをしていない場合は認められないことがあります。
7 調整区域による場合		
調整区域に居住する場合で、選択可能学校への通学を希望するとき。	卒業まで	●添付書類はありません。
8 教育的配慮による場合		
いじめ、不登校等により指定学校以外の学校への通学を希望するとき。	卒業まで	●学務課にお問い合わせください。

※添付書類の必要部数は1部です。

※必要に応じてこのほかの書類を提出していただく場合もあります。

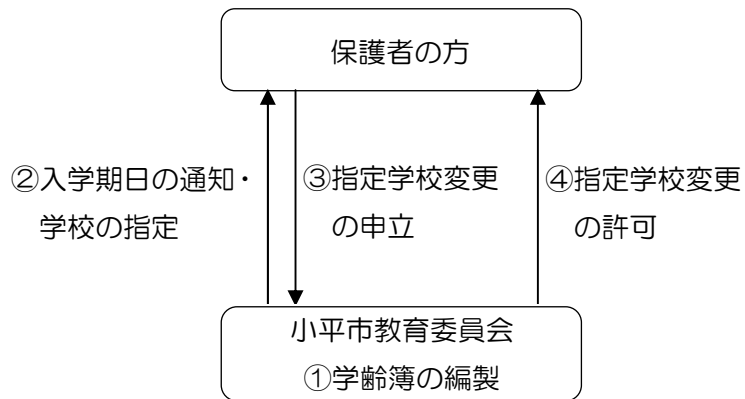
※ご不明な点は、学務課にお問い合わせください。

→勤務証明書（見本）

→一時帰宅先証明書（見本）

※指定学校変更申立書は、職員と面談のうえ窓口にてご記入していただきますので、掲載しておりません。

～指定学校変更手続きの流れ（新入学の場合）～



<問合せ>

小平市教育委員会学務課学事係（市役所5階）

電話 042-346-9570